

島本町教育委員会 会議録（平成30年第4回 臨時会）

日 時	平成30年3月26日（月） 午前9時30分～午前10時35分
場 所	島本町役場 委員会室
出 席 者	岡本教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員、西山委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、森山主査、奥田主査 （教育推進課）佐々木参事 （子育て支援課）齊藤課長 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹、浦上参事
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	<p>第11号議案 平成30年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について</p> <p>第12号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>第13号議案 島本町社会教育委員の委嘱について</p> <p>第14号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>第15号議案 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について</p> <p>第2号報告 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理について</p> <p>第3号報告 平成29年度春季休業日中における児童生徒の指導について</p> <p>第4号報告 平成29年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第16号議案 事務局職員人事について</p>
議 決 事 項	第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成30年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西山委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は西山委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第11号議案「平成30年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号議案「平成30年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」ご説明申し上げます。

この教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項につきましては、効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこととなっていることから、その基礎となる目標として設定するものでございます。

これまでの流れにつきましては、12月下旬から1月下旬にかけて各課にて目標設定作業を行い、1月下旬から2月中旬に素案を作成いたしました。

作成した素案を、教育委員の皆様方をはじめ、学校長、幼稚園長、保育所長にも配布し、ご意見やご質問をいただいたうえで、今回資料として添付しております「平成30年度 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)」を作成いたしました。

お配りした(案)について素案からの変更点につきましては、修正箇所をわかりやすくするために下線を引いております。

平成29年度からの変更点について、ご説明させていただきます。

まず、平成29年度まで「島本町教育・保育重点目標」であった名称を、平成30年度から「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」に変更を予定しております。

また、平成29年度まで各ページは「基本的な方針」、「本年度の目標（具体的な取組内容）」、「留意事項」、「現状を示す参考情報」の4つの項目で構成しておりました。

平成30年度から「基本的な方針」は削除、「留意事項」は「本年度の指示事項」に変更、「現状を示す参考情報」は「関連する取組（本年度の施策や事業）」に変更し、各ページは「本年度の指示事項」、「本年度の目標（具体的な取組内容）」、「関連する取組（本年度の施策や事業）」の3つの項目で構成しております。

更に、「現状を示す参考情報」が「関連する取組（本年度の施策や事業）」に変更となったことに伴い、これまで直近3年分のデータ（開催回数や利用人数等）を掲載していましたが、平成30年度からは当該年度の予定について箇条書きに変更しております。

今後の流れにつきましては、ご可決いただきましたら、関係機関に対して配布するとともに、ホームページ及び文化情報コーナーで公表いたします。

また、教育委員会の点検評価の際にご意見をいただいた学識経験者の方にも参考配布する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

私が見落としているかもしれませんので、素案から大きく変更になった箇所について説明してもらえませんか。

教育総務課長

大きく変更になった箇所については、1ページに掲載している島本町教育大綱について、前年度までは5点目の「島本町教育・保育に係る重点目標を推進します」の項目が欠落していたことから今回追記いたしました。

そのことに伴い、1ページ6行目に「以下の4点」と記載されていたものを、「以下の5点」に修正いたしました。

また、7行目の施行日が「平成28年1月28日」となっていたのを、「平成28年1月12日」に修正いたしました。

他につきましては軽微な修正等でございますが、2ページ目、1行目及び4行目の「取り組み」を「取組」に修正しました。

2 ページ目、3 行目の「教科、道徳」を「教科・道徳」に修正しました。

2 ページ目、5 行目の「主体的、対話的」を「主体的・対話的」に修正しました。

18 ページ目、本年度の目標(6)の中の「危険性の増加や」を「危険性への安全対策や緊急時の対応、」に修正しました。

18 ページ目、本年度の指示事項(4)の中の「調整・協議を遺漏なく行うこと。」の「遺漏無く」を削除しました。

20 ページ目、関連する取組（本年度の施策や事業）の中に「小学生英語教室」を追加しました。

21 ページ目、関連する取組（本年度の施策や事業）の中の「町内小・中学校」を「町内小中学校」に修正しました。

素案からの修正等の箇所については、以上でございます。

教育長 他に何かございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

（討論なし）

教育長 何かございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第12号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第12号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本議案は、平成26年4月に策定いたしました島本町いじめ等防止基本方針に則り、平成30年度島本町いじめ等対策委員会に必要な委員の委嘱をお願いするものです。

本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査が必要とされる場合に調査主体となる組織となります。

委員の選任に当たりましては、専門的な知識、経験を有する方で、委員会の公平性及び中立性を担保するという観点に立ち、弁護士、医師、警察OB、臨床心理士、社会福祉士に委嘱を打診し承諾をいただいています。

なお、このたびの選任にあたっては、昨年度お願いした方に引き続き委員をお勤めいただくよう依頼するとともに、2名の方には新たに依頼いたしました。

学識経験者を有する者として、1名は医師から、もう1名は退職校長より依頼いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

新しく医師の方と退職校長が委員になられるということですが、説明にあった警察OBの方は入っていないでもいいのでしょうか。

教育推進課参事

ご指摘のとおりで、この5名の方に委員になっていただくこととなります。

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第13号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第13号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、資料をご覧ください。

「島本町社会教育委員名簿（案）」でございます。

現在委嘱しております社会教育委員につきましては、平成30年3月31日をもって、任期満了を迎えることから、改めて委嘱を行うものでございます。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となっております。

それでは、委嘱候補者のうち、新任及び公募委員について、ご説明させていただきます。

まず、名簿1番の頼田和典様でございます。

学校教育の関係者として、島本町立小・中学校校長会に推薦依頼を行い、ご推薦いただいた方でございます。

現在、町立第一小学校の校長を務めておられます。

また、以前にも、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、社会教育委員を委嘱させていただいたことがございます。

続きまして、名簿4番の江口隆子様でございます。

社会教育の関係者として、社会教育関係団体である島本音楽協会に推薦依頼を行い、ご推薦いただいた方でございます。

同協会におきまして、加入当初から運営委員として尽力されており、現在もこれを継続されているほか、「ゆめ本部」の活動にも参加されるなど、積極的に地域に貢献してこられた方でございます。

続きまして、名簿6番の谷洋子様でございます。

学識経験のある者として、委嘱させていただきたく、承諾をいただいている方でございます。

かつて、旧町立図書館において開催されていまして「えほんのひろばお話し会」で活動を始められ、その後、本町の第一小学校、第一中学校や他市の小学校におけるお話し会におきまして、絵本の読み聞かせやストーリー・テリングの活動を行ってこられ、現在も、第一小学校え

ほんのひろば、島本おはなしの会、一中スプラウトにそれぞれ所属されて活動を継続されているほか、社会教育関係団体等の活動におきまして、司会やナレーションにより協力されるなど、積極的に地域に貢献してこられた方でございます。

続きまして、名簿10番の森田美佐様でございます。

公募委員の募集にご応募いただき、去る、平成30年3月22日に開催いたしました「島本町公募委員選考委員会」における審査の結果、公募委員として望ましい旨の報告を受けたものでございます。

なお、森田様におかれましては、現在も公募委員として委嘱させていただいており、今回の委嘱についてご可決いただきますと、2期目となるものでございます。

それ以外の皆様におかれましては、いずれも再任となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

公募の方については、何名の方から応募がありましたか。

また、審査基準はどうなっているか教えてください。

生涯学習課長

応募人数については、1名でございました。

また、審査基準につきましては、求める社会教育委員像に照らして、ふさわしい方かどうかを判断したということでございます。

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第14号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課参事

それでは、第14号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

スポーツ推進委員の任期につきましては、先ほどの社会教育委員と同様、平成30年3月31日をもちまして、2年の任期が満了となることから、平成30年4月1日付けでスポーツ推進委員の委嘱をするものです。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

スポーツ推進委員の定数は15名以内となっており、今般、15名を選任いたしております。

1～14番の方は再任、15番の方は新任となっております。

新任の方についてご説明いたします。

これまでのスポーツ経験といたしましては、小学生のころからバレーボールに親しみ、現在もバレーボールで活動されております。

また、スポーツ関係以外では、ご息が町内の小学校在籍時には、会計としてPTA活動に従事していただいております。

さらに、以前の話になりますが、人権文化センターで行われている、青少年人権教育事業の「学習支援の場」の講師として活躍されておりました。

現在も、「ゆめ本部」の学習支援サポーターとして、毎週1回程度参加されておられます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第15号議案「平成29年度全国体力・運動能力、運動
習慣等調査結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を
求めます。

教育推進課参事 それでは、第15号議案「平成29年度全国体力・運動能力、運動
習慣等調査結果の公表について」ご説明申し上げます。

資料は、7ページ分ございます。

こちらには、小学校5年男子児童の結果をまとめております。

表側に体力・運動能力の調査結果について、裏側に運動習慣等の意
識調査の結果を記載しております。

同じように次のページには、小学校5年女子児童の結果を記載して
おります。

体力合計点につきましては、男女とも全国の平均を下回る結果とな
りました。

男子は4.2ポイント、女子は3.7ポイント低くなっております。

大阪府の担当者の説明会で、「大阪の課題」と説明がありました「反
復横跳び」の種目について、昨年度に続いて本町でも全国平均を大き
く下回る結果となりました。

反復横跳びは、敏捷性をはかる種目となりますが、日常的に行う動
きではないため、学校の体育の授業等で意識的に鍛えることで結果が
表れてくる種目といえます。

事前に動き方の周知を図るとともに、体育の時間の準備運動など、
敏捷性を鍛える運動を意識して取り入れる必要があると思います。

続きまして、5ページ「子どもの体力向上に向けた方策等について」
の小学校の資料をごらんください。

小学校の課題は、男女とも意識調査の中で、「運動が好き」「体育の授業が楽しい」が大阪府・全国と同じか上回る一方で、A層の児童の割合が低く、不得意な児童の割合が高くなっております。

これらを勘案いたしますと、やはり授業の中でどれだけ児童が楽しく体を動かせるかということが一番の課題と考えます。

その上で運動量を増やし、基本的な動作を身に付けるようにしていきたいと考えています。

「できる喜びを感じられる授業づくり」を展開する。

「運動量を確保した授業づくり」を展開する。

以上の取組みを通して、子どもの体力向上に向けて、島本町教育研究協議会体育部会や大学とも連携をして、児童が楽しさや喜びを感じられるような体育の授業展開を今後もめざしていけるよう学校に伝えていきたいと考えております。

続きまして、中学校の結果を説明させていただきます。

3、4ページをご覧ください。

中学校は2年生で調査を実施しております。

3ページ目には、中学校2年男子生徒の結果をまとめております。

表側に、体力・運動能力の調査結果について、裏側に運動習慣等の意識調査の結果を記載しております。

同じように次のページには、中学校2年女子生徒の結果を記載しております。

体力合計点の平均値で比べますと、男子は全国と比べ2.5ポイント高い結果となり、女子は全国と比べ0.7ポイント高い結果となりました。

特に男子生徒の結果につきましては、「反復横跳び」、「持久走」、「50m走」の平均値が全国と比べてかなり高い結果となっております。

課題がある種目といたしましては、「握力」、「立ち幅跳び」、「ハンドボール投げ」がわずかに全国平均を下回っています。

今後も授業の中でしなやかな体づくりを意識していくことが大切だと考えております。

女子生徒の結果につきましては、結果を見ますと、全国平均値よりも低い結果となった種目は、「長座体前屈」、「立ち幅跳び」、「ハンドボ

ール投げ」の3種目となりますが、全体的に良好な結果でした。

今回の調査結果は、男女とも府内でトップレベルの結果でありましたが、その理由として、学校や地域のスポーツクラブへの所属率が高く、多くの生徒に運動習慣が定着化されていること、また良好な集団作りが形成されていることが理由として挙げられると考えております。

「子どもの体力向上に向けた方策等について」の中学校の資料をご覧ください。

中学校の課題といたしましては、男子では握力・立ち幅跳び等の筋力系種目の強化が必要であり、女子では柔軟性・敏捷性の向上が挙げられます。

これらの課題に対して、保健体育の授業改善、運動の重要性を踏まえた生活習慣改善等の取組みを家庭と連携をはかっていきたいと考えています。

また、運動がもたらす楽しさや喜びは、運動能力の向上だけでなく、心の成長にもつながります。

中学校卒業後、生涯にわたって運動する意欲は個々の主体性に関わってくるものであり、その土台作りを学校教育で担っていくことが重要です。

「できる喜びを感じられる授業づくり」を展開する。

生徒自身が「運動の大切さ」を理解する。

オリンピック・パラリンピックへの興味関心を高める教育活動の設定していく。

以上の取組みを通して、運動の大切さを知り、主体的に運動に取り組んでいく生徒の育成に努めていきたいと考えております。

補足と致しまして、4ページ目の中学校2年生女子の持久走のデータが欠落しておりますのは、調査対象として持久走と20mシャトルランは選択できるものであり、今年度は持久走を実施した生徒はございませんでした。

これら結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表するとともに、来週開催の校長会にて助言いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

欠落している部分の説明はした方がいいと思います。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第2号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理に
ついて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第2号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理につ
いて」ご説明申し上げます。

始めに、議案資料の1ページをご覧ください。

改正理由でございます。

「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例」につきましては、国が定める「特定教育・保育施
設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に従い、又は当該基
準を参酌して定めております。

この国基準においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総
合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる「認定こども園法」の条項
を引用している箇所がございますが、昨年4月26日に「認定こども
園法」が改正され、国基準において引用する条項が繰り下げられたこ
とに伴い、本年1月31日に国基準の改正が行われました。

そして、本条例につきましても、国基準に準じて定めておりますこ
とから、今回の国基準の改正を受けて、同様の改正を行うものでござ
います。

次に、資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容としましては、ただ今ご説明しました「認定こども園法」
の条項ずれに伴い、本条例第16条第1項第2号において引用する認
定こども園法第3条の「第9項」を「第11項」に改めるものでござ

います。ただし、条項ずれによる形式的な改正でありますので、事務上の変更が生ずるものではございません。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、本件につきましては、本来、教育委員会の議決を経るべき案件ですが、国基準の改正があったことを2月下旬に知り得てから改正事務を進めたため、3月2日の定例会には間に合わず、また、後半議会に係る議案発送の日程上、それまでに教育委員会議を招集する暇もないと判断しましたことから、臨時代理させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

条例の一部改正の臨時代理というのはどういう意味でしょうか。

教育こども部長

条例の一部改正が必要となったことが判明した時点で、教育委員会議を急遽開催することができなかつたため、教育長が専決処分を行ったものです。

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

続きまして第3号報告「平成29年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第3号報告「平成29年度春季休業日中における児童生徒の指導について」ご説明申し上げます。

資料1枚目の通り、平成30年3月1日付け、島教教第1690号にて、各学校長に春季休業日中における児童・生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう本文書にて通知しました。

資料2枚目の府教育委員会からの通知文も併せて通知しました。

資料1枚目の裏面は、本町の重点課題でございます。

これまでの休業日中の指導事項と大きく変わるものではありません。

従来どおり、休業日中であっても、特に不登校や配慮を要する児童生徒に対する継続的支援、不審者や事故などにおける適切な対応、また、関係機関との連携について重点課題を示しました。

とりわけ、この度は進学や学年の進級を機に携帯電話を新たに所持

する児童生徒が多くなると予想されることから、児童生徒がインターネット上の犯罪被害に巻き込まれないために適切な対応ができるように指導すること、また、保護者に対してはルール作りやフィルタリングの加入について啓発を行うことなどの点についてボリュームを膨らませました。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
（質疑なし）

教育長 何かございませんか。
（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
続きまして第4号報告「平成29年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第4号報告「平成29年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第二小学校プール改修工事につきまして、年度内の竣工が困難となったため、繰越明許費を設定することによるものでございます。

第4号報告資料「平成29年度 教育費補正予算総括表」をご覧ください。

第二小学校プール改修工事につきまして、当初、平成29年9月20日から平成30年3月30日を工期として着工いたしましたが、氷点下の日が続く等、天候と工事進捗のタイミングが合わなかったことから、予定通りに工事を進められなかったため、工期の延長が必要となったものでございます。

工事の進捗状況といたしましては、仕上げを残すのみとなっており、今回の工期延長につきましても、平成30年4月16日までを予定しております。

なお、本来でしたら教育予算につきましては、議案として教育委員会に提案させていただき、ご可決いただくべきものではございますが、明日3月27日の町議会への議案発送までに教育委員会議を開催して議決を経る時間がなかったため、緊急やむを得ない事情であると判断し、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき教育長が臨時

処理（専決処分）をさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

繰越理由に小学校名とプール改修工事であることが書かれていないので、ホームページとかに掲載されると、住民の方にはわかりにくいのではないのでしょうか。

教育総務課長

ご指摘いただきましたとおり、第二小学校のプール改修工事である旨、記載させていただきたいと思えます。

教育長

他に何かございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第16号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（一部事務局職員退室）

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第16号議案「事務局職員人事について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

〔事務局職員人事について〕

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

（質疑無し）

教育長

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

（討論なし）

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回教育委員会臨時会を閉会いた
します。